

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法第 42 条の規定により介護福祉士の資格の登録を受けたとき。

(事実を証する書類)

・介護福祉士登録証の写し

※卒業年度に国家試験不合格者又は未受験者で経過措置対象者は、下記の書類も併せて必要となります

・資格登録有効期限通知書の写し

・資格登録有効期限解除通知書の写し（国家試験に合格した場合）

(3) 区内の介護事業所に従事したとき又は就労を継続しているとき

(事実を証する書類)

・勤務先が作成した就労証明書（第 9 号様式）

(4) 江戸川区において介護等の業務に従事しなくなったとき。

※事実を証する書類は必要ありません

【異動等の届け出について】

6 甲は次に該当する場合は、速やかに江戸川区介護福祉士育成給付金交付事業異動等届出書（第 10 号様式）にその事実を証する書面を添えて、乙に届け出しなければならない。

(1) 養成施設を休学又は退学したとき。

(事実を証する書類)

・休学した場合⇒休学証明書

・退学した場合⇒退学証明書

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(事実を証する書類)

・停学その他処分を受けたことが分かる養成施設が作成した証明書

(3) 復学又は他の養成施設に入学したとき。

(事実を証する書類)

・復学の場合⇒在学証明書

・他の養成施設に入学した場合⇒合格証明書及び在学証明書

(4) 従事先を変更したとき。

(事実を証する書類)

・新しい勤務先が作成した就労証明書（第 9 号様式）

(5) 氏名又は住所を変更したとき。

(事実を証する書類)

・氏名変更の場合⇒戸籍抄本又は受理証明書、新旧の在留カードまたはパスポート（外国籍の場合）

・住所変更の場合⇒新しい住所の住民票の写し（発行後 3 か月以内）

(6) その他届出が必要な事由が生じたとき。

年 月 日

(甲) 住所 _____

氏名 _____

印 _____